

お客様各位

S M B C 日興証券株式会社

約款・規定の改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、平成 23 年 4 月 1 日付で弊社約款・規定の内容を一部改定いたします。
改定内容につきましては、下記の新旧対照表をご覧ください。

< 約款・規定集(個人のお客様用) >

(変更箇所は下線で示しております)

新	旧
最良執行方針	
<p>なお、本方針の内容は、当社ホームページ (http://www.smbcnikko.co.jp) にて掲載するほか、当社の 本支店にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝え いたします。</p> <p style="text-align: right;">平成 23 年 4 月 1 日</p>	<p>なお、本方針の内容は、当社ホームページ (http://www.nikko.co.jp) にて掲載するほか、当社の本支店 にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたし ます。</p> <p style="text-align: right;">平成 22 年 10 月 1 日</p>
個人情報の保護に関する基本方針	
<p>1. はじめに S M B C 日興証券株式会社 (以下、当社といたします) は、個人 情報の保護に関する基本方針 (以下、基本方針といたします) を 公表します。 (現行どおり)</p> <p>4. 個人データの共同利用 当社は、以下のように個人データを共同して利用することがあ ります。</p> <p>4-1 当社グループ内における共同利用 (現行どおり) (4) 共同利用する個人データの管理について責任を有する者の 名称 <u>S M B C 日興証券株式会社</u></p> <p>4-2 シティグループ証券株式会社との共同利用 (現行どおり) (4) 共同して利用する個人データの管理について責任を有する 者の名称 <u>S M B C 日興証券株式会社</u> (現行どおり)</p> <p>この基本方針の更新履歴 ・平成 21 年 10 月 1 日 公表 ・平成 22 年 4 月 1 日 更新 ・平成 23 年 4 月 1 日 更新</p>	<p>1. はじめに <u>日興コーディアル証券株式会社</u> (以下、当社といたします) は、 個人情報の保護に関する基本方針 (以下、基本方針といたします) を 公表します。 (省略)</p> <p>4. 個人データの共同利用 当社は、以下のように個人データを共同して利用することがあ ります。</p> <p>4-1 当社グループ内における共同利用 (省略) (4) 共同利用する個人データの管理について責任を有する者の 名称 <u>日興コーディアル証券株式会社</u></p> <p>4-2 シティグループ証券株式会社との共同利用 (省略) (4) 共同して利用する個人データの管理について責任を有する 者の名称 <u>日興コーディアル証券株式会社</u> (省略)</p> <p>この基本方針の更新履歴 ・平成 21 年 10 月 1 日 公表 ・平成 22 年 4 月 1 日 更新 (新設)</p>
証券取引約款	
第 1 章 総則	
<p>第 1 条 (約款の趣旨) この約款は、お客様と S M B C 日興証券株式会社 (以下「当社」 といたします。) との間の有価証券等 (株式および外国証券を含 む有価証券、振替有価証券、その他当社において取り扱う証 券、証書、権利または商品をいいます。以下同じ。) の取引、 サービス等に関する権利義務関係を明確にすることを目的とす るものです。</p>	<p>第 1 条 (約款の趣旨) この約款は、お客様と <u>日興コーディアル証券株式会社</u> (以下「当 社」といいます。) との間の有価証券等 (株式および外国証券 を含む有価証券、振替有価証券、その他当社において取り扱 う証券、証書、権利または商品をいいます。以下同じ。) の 取引、サービス等に関する権利義務関係を明確にすることを目 的とするものです。</p>

新	旧
第 2 章 申込方法等	
<p>第 3 条の 2 (反社会的勢力でないことの表明・確約)</p> <p>お客様は、あらかじめ当社所定の方法により、現在、次の <u>のイからへのいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。また、自らまたは第三者を利用して <u>のイからホ</u>に該当する行為を行わないことを確約していただきます。お客様が、次の <u>のイからへのいずれかに該当し、もしくは <u>のイからホ</u>のいずれかに該当する行為をし、または <u>にもとづく表明・確約</u>に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、証券取引は停止され、または通知により口座は解約されます。また、これにより生じたお客様の損害については、一切当社はその責を負わないものとします。</u></u></p> <p>現在かつ将来にわたり次の<u>イからへのいずれにも該当しないこと</u>の表明・確約</p> <p>イ暴力団 ロ暴力団員 ハ暴力団準構成員 ニ暴力団関係企業 ホ総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 ヘその他<u>イからホ</u>に準ずる者</p> <p>自らまたは第三者を利用し次の<u>イからホ</u>に該当する行為を行わないこと<u>の確約</u></p> <p>イ暴力的な要求行為 ロ法的な責任を超えた不当な要求行為 ハ取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ニ風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて<u>当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為</u> ホその他<u>イからニ</u>に準ずる行為</p> <p style="text-align: right;">平成 2 3 年 4 月 1 日改定</p>	<p>第 3 条の 2 (反社会的勢力でないことの表明・確約)</p> <p>お客様は、あらかじめ当社所定の方法により、現在、次の <u>の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。また、自らまたは第三者を利用して <u>の各号</u>に該当する行為を行わないことを確約していただきます。お客様が、次の <u>の各号のいずれかに該当し、もしくは <u>のいずれかに該当する行為をし、または <u>にもとづく表明・確約</u>に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、証券取引は停止され、または通知により口座は解約されます。また、これにより生じたお客様の損害については、一切当社はその責を負わないものとします。</u></u></u></p> <p>現在かつ将来にわたり次の<u>各号のいずれにも該当しないこと</u>の表明・確約</p> <p>イ暴力団 ロ暴力団員 ハ暴力団準構成員 ニ暴力団関係企業 ホ総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 ヘその他<u>前各号</u>に準ずる者</p> <p>自らまたは第三者を利用し次の<u>各号</u>に該当する行為を行わないこと<u>の確約</u></p> <p>イ暴力的な要求行為 ロ法的な責任を超えた不当な要求行為 ハ取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ニ風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて<u>当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為</u> ホその他<u>前各号</u>に準ずる行為</p> <p style="text-align: right;">平成 2 3 年 1 月 1 日改定</p>
日興 MRF (マネー・リザーブ・ファンド) 自動けいぞく投資約款	
<p>1. 約款の趣旨</p> <p>この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）と、<u>SMB C 日興証券株式会社</u>（以下「当社」といいます。）との間の、<u>日興アセットマネジメント株式会社の発行する日興 MRF (マネー・リザーブ・ファンド) 受益権</u>（以下「本ファンド」といいます。）の自動けいぞく投資に関する取決めです。</p> <p>当社は、この約款に従って本ファンドの自動けいぞく投資契約（以下「契約」といいます。）を申込者と締結します。</p> <p style="text-align: center;">（現行どおり）</p> <p style="text-align: right;">平成 23 年 4 月 1 日改定</p>	<p>1. 約款の趣旨</p> <p>この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）と、<u>日興コーディアル証券株式会社</u>（以下「当社」といいます。）との間の、<u>日興アセットマネジメント株式会社の発行する日興 MRF (マネー・リザーブ・ファンド) 受益権</u>（以下「本ファンド」といいます。）の自動けいぞく投資に関する取決めです。</p> <p>当社は、この約款に従って本ファンドの自動けいぞく投資契約（以下「契約」といいます。）を申込者と締結します。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p style="text-align: right;">平成 21 年 10 月 1 日改定</p>
外国証券取引口座約款	
第 1 章 総則	
<p>(約款の趣旨)</p> <p>第 1 条 この約款は、お客様（以下「申込者」という。）と <u>SMB C 日興証券株式会社</u>（以下「当社」という。）の間で行う外国証券（日本証券業協会又は金融商品取引所が規則に定める外国証券をいう。以下同じ。）の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。</p>	<p>(約款の趣旨)</p> <p>第 1 条 この約款は、お客様（以下「申込者」という。）と <u>日興コーディアル証券株式会社</u>（以下「当社」という。）の間で行う外国証券（日本証券業協会又は金融商品取引所が規則に定める外国証券をいう。以下同じ。）の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。</p>

新	旧
第 4 章 雑則	
<p>(契約の解除)</p> <p>第 2 9 条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されま す。 (1) 申込者が当社に対し解約の申出をしたとき (2) 申込者がこの約款の条項の一に違反し、当社がこの契約の 解除を通告したとき (3) 第 3 2 条に定めるこの約款の変更に申込者が同意しない とき (4) 申込者が口座開設申込時にした反社会的勢力に関する表 明・確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解 約を申し出たとき (5) 申込者が暴力団員、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に 該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき (6) 申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要 求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を 申し出たとき (7) 前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事 由として当社が定める事由に該当したとき、又は、やむを得な い事由により当社が申込者に対し解約の申出をしたとき</p> <p style="text-align: right;">平成 2 3 年 4 月 1 日改定</p>	<p>(契約の解除)</p> <p>第 2 9 条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されま す。 (1) 申込者が当社に対し解約の申出をしたとき (2) 申込者がこの約款の条項の一に違反し、当社がこの契約の 解除を通告したとき (3) 第 3 2 条に定めるこの約款の変更に申込者が同意しない とき (4) 申込者が暴力団員、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に 該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき (5) 申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な 要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約 を申し出たとき (6) 前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる 事由として当社が定める事由に該当したとき、又は、やむを得 ない事由により当社が申込者に対し解約の申出をしたとき</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">平成 2 2 年 1 0 月 1 日改定</p>
外国為替取引約款	
<p>第 1 条 (目的)</p> <p>この外国為替取引約款 (以下「本約款」と言います。) は、お 客様と <u>S M B C 日興証券株式会社</u> (以下「当社」といいます。) との間で行う外国為替取引 (次条において規定し、以下「本取 引」といいます。) の方法および権利義務関係を明確にする目 的により定めたものです。</p> <p style="text-align: right;">平成 2 3 年 4 月 1 日改定</p>	<p>第 1 条 (目的)</p> <p>この外国為替取引約款 (以下「本約款」と言います。) は、お 客様と <u>日興コーディアル証券株式会社</u> (以下「当社」といいま す。) との間で行う外国為替取引 (次条において規定し、以下 「本取引」といいます。) の方法および権利義務関係を明確に する目的により定めたものです。</p> <p style="text-align: right;">平成 2 2 年 1 月 1 日改定</p>
特定口座約款	
第 1 章 総則	
<p>(約款の趣旨等)</p> <p>第 1 条 この約款は、租税特別措置法第 3 7 条の 1 1 の 3 および第 3 7 条の 1 1 の 6 の規定により、お客様が特定口座内保管上場 株式等の譲渡または特定口座において処理した信用取引等によ る上場株式等の譲渡もしくは当該信用取引等の決済のために行 う上場株式等の譲渡に係る所得計算等の特例ならびに源泉徴収 選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受 けるために <u>S M B C 日興証券株式会社</u> (以下「当社」といいま す。) に開設される特定口座に係る振替口座簿への上場株式等 の記載もしくは記録または当該特定口座における上場株式等 の保管の委託および信用取引等に係る上場株式等の譲渡につ いて、租税特別措置法第 3 7 条の 1 1 の 3 第 3 項第 2 号および第 3 号に規定する要件、当社に開設される特定口座 (源泉徴収選 択口座に限り) における上場株式配当等の受領について同法第 3 7 条の 1 1 の 6 第 4 項第 1 号に規定する要件ならびに 当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。 当社は、この約款に従って上場株式等保管委託契約および上場 株式等信用取引等契約 (第 4 条に規定する特定信用取引等勘定 の申込をしていないお客様については、前者の契約のみとし、 同条ほか上場株式等の信用取引等に係る規定は適用されないも のとし) ならびに上場株式配当等受領委任契約 (第 2 条 第 3 項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書を提出されてい ないお客様については、特定口座での上場株式等の配当等の受 領に関する規定は適用されないものとし) をお客様と締結いた します。</p>	<p>(約款の趣旨等)</p> <p>第 1 条 この約款は、租税特別措置法第 3 7 条の 1 1 の 3 および第 3 7 条の 1 1 の 6 の規定により、お客様が特定口座内保管上場 株式等の譲渡または特定口座において処理した信用取引等によ る上場株式等の譲渡もしくは当該信用取引等の決済のために行 う上場株式等の譲渡に係る所得計算等の特例ならびに源泉徴収 選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受 けるために <u>日興コーディアル証券株式会社</u> (以下「当社」とい います。) に開設される特定口座に係る振替口座簿への上場株 式等の記載もしくは記録または当該特定口座における上場株式 等の保管の委託および信用取引等に係る上場株式等の譲渡につ いて、租税特別措置法第 3 7 条の 1 1 の 3 第 3 項第 2 号および 第 3 号に規定する要件、当社に開設される特定口座 (源泉徴収 選択口座に限り) における上場株式配当等の受領について同法第 3 7 条の 1 1 の 6 第 4 項第 1 号に規定する要件ならび に当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。 当社は、この約款に従って上場株式等保管委託契約および上場 株式等信用取引等契約 (第 4 条に規定する特定信用取引等勘定 の申込をしていないお客様については、前者の契約のみとし、 同条ほか上場株式等の信用取引等に係る規定は適用されないも のとし) ならびに上場株式配当等受領委任契約 (第 2 条 第 3 項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書を提出されてい ないお客様については、特定口座での上場株式等の配当等の受 領に関する規定は適用されないものとし) をお客様と締結いた します。</p>

新	旧
第 3 章 源泉徴収選択口座内配当等の所得計算および源泉徴収等の特例	
<p>(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)</p> <p>第 13 条の 2 当社はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等に該当するもの(当該源泉徴収選択口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限る。)のみを受入れます。</p> <p>租税特別措置法第 8 条の 3 第 2 項第 2 号に掲げる国外私営公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第 3 項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</p> <p>租税特別措置法第 9 条の 2 第 1 項に規定する国外株式の配当等で同条第 2 項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</p> <p>租税特別措置法第 9 条の 3 の 2 第 1 項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</p>	<p>(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)</p> <p>第 13 条の 2 当社はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等に該当するもの(当該源泉徴収選択口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限る。)のみを受入れます。</p> <p>一 租税特別措置法第 8 条の 3 第 2 項第 2 号に掲げる国外私営公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第 3 項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</p> <p>二 租税特別措置法第 9 条の 2 第 1 項に規定する国外株式の配当等で同条第 2 項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</p> <p>三 租税特別措置法第 9 条の 3 の 2 第 1 項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</p>
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: right;">平成 23 年 4 月 1 日改定</p>	<p>附則</p> <p>1 平成 22 年 1 月 1 日時点において当社に特定口座を開設されているお客様が第 2 条第 3 項の規定により源泉徴収選択届出書を提出されている場合(同項の規定により提出があったものとされる場合を含みます。)には、平成 21 年 10 月 1 日付けで制定されたこの約款(同日付けの新日対照表を含みます。)の交付をもってお客様と当社の間で平成 22 年 1 月 1 日に上場株式配当等受領委任契約が締結されるものとして取り扱わせていただきます。</p> <p>2 前項に定めるお客様が平成 22 年 1 月 1 日以後に特定口座での上場株式等の配当等の受領をご希望されない場合には、平成 22 年 1 月 1 日前までに源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を当社にご提出いただきます。</p> <p>3 平成 21 年 10 月 1 日付けで制定された規定は、平成 22 年 1 月 1 日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">平成 21 年 10 月 1 日改定</p>
特定管理口座約款	
<p>(約款の趣旨)</p> <p>第 1 条 この約款は、租税特別措置法第 37 条の 10 の 2 第 1 項の規定により、お客様が S M B C 日興証券株式会社(以下「当社」といいます。)に設定する特定管理口座(以下「特定管理口座」といいます。)の開設等について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p style="text-align: right;">平成 23 年 4 月 1 日改定</p>	<p>(約款の趣旨)</p> <p>第 1 条 この約款は、租税特別措置法第 37 条の 10 の 2 第 1 項の規定により、お客様が日興コーディアル証券株式会社(以下「当社」といいます。)に設定する特定管理口座(以下「特定管理口座」といいます。)の開設等について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p style="text-align: right;">平成 21 年 10 月 1 日改定</p>
電子交付サービス取扱規程	
<p>第 1 条 規程の趣旨</p> <p>この規程は、S M B C 日興証券株式会社(以下「当社」といいます。)がお客様へ交付する書面について、紙媒体に代えてインターネットを通じて交付(以下「電子交付」といいます。)するサービス(以下「本サービス」といいます。)に関して、その取扱等を定めたものです。</p> <p style="text-align: right;">平成 23 年 4 月 1 日改定</p>	<p>第 1 条 規程の趣旨</p> <p>この規程は、日興コーディアル証券株式会社(以下「当社」といいます。)がお客様へ交付する書面について、紙媒体に代えてインターネットを通じて交付(以下「電子交付」といいます。)するサービス(以下「本サービス」といいます。)に関して、その取扱等を定めたものです。</p> <p style="text-align: right;">平成 22 年 10 月 1 日改定</p>
外国証券償還代金・利金・分配金の支払代理受領事務に関しご留意いただく事項	
<p>(2) S M B C 日興証券株式会社の役割</p> <p>海外保管機関に保管されている外国証券の償還代金・利金・分配金につきましては、外国証券取引口座約款第 17 条及び証券取引約款第 36 条の規定に従い、当該外国証券の発行体、または支払代理人から、当社がお客様に代わって受領し、お客様宛てにお支払い致します。</p>	<p>(2) 日興コーディアル証券株式会社の役割</p> <p>海外保管機関に保管されている外国証券の償還代金・利金・分配金につきましては、外国証券取引口座約款第 17 条及び証券取引約款第 36 条の規定に従い、当該外国証券の発行体、または支払代理人から、当社がお客様に代わって受領し、お客様宛てにお支払い致します。</p>

新	旧
最良執行方針	
<p>なお、本方針の内容は、当社ホームページ (http://www.smbcnikko.co.jp)にて掲載するほか、当社の 本支店にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝え いたします。</p> <p style="text-align: right;">平成23年4月1日</p>	<p>なお、本方針の内容は、当社ホームページ (http://www.nikko.co.jp)にて掲載するほか、当社の本支店 にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたし ます。</p> <p style="text-align: right;">平成22年10月1日</p>
金融商品取引法施行に伴う特定投資家制度に係る重要なお知らせ	
<p>お客様 各位</p> <p style="text-align: right;"><u>S M B C 日興証券株式会社</u></p> <p>1. 法令上、特定投資家として分類されるお客様について (現行どおり)</p> <p>資本金5億円以上であると見込まれる株式会社、上場会社、 特別の法律により特別の設立行為をもって設立される法人(特 殊法人および独立行政法人)、投資者保護基金、預金保険機構、 農水産業協同組合貯金保険機構、保険契約者保護機構、資産流 動化法に規定する特定目的会社、金融商品取引業者(適格機関 投資家を除く)、適格機関投資家等特例業務届出者である法人、 外国法人</p>	<p>お客様 各位</p> <p style="text-align: right;"><u>日興コーディアル証券株式会社</u></p> <p>1. 法令上、特定投資家として分類されるお客様について (省略)</p> <p>資本金5億円以上であると見込まれる株式会社、上場会社、 <u>地方公共団体</u>、特別の法律により特別の設立行為をもって設立 される法人(特殊法人および独立行政法人)、投資者保護基金、 預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、保険契約者保 護機構、資産流動化法に規定する特定目的会社、金融商品取引 業者(適格機関投資家を除く)、適格機関投資家等特例業務届 出者である法人、外国法人</p>
個人情報の保護に関する基本方針	
<p>1. はじめに</p> <p><u>S M B C 日興証券株式会社</u>(以下、当社といいます)は、個人 情報の保護に関する基本方針(以下、基本方針といいます)を 公表します。</p> <p style="text-align: right;">(現行どおり)</p> <p>4. 個人データの共同利用</p> <p>当社は、以下のように個人データを共同して利用することがあ ります。</p> <p>4-1 当社グループ内における共同利用 (現行どおり)</p> <p>(4) 共同利用する個人データの管理について責任を有する者の 名称 <u>S M B C 日興証券株式会社</u></p> <p>4-2 シティグループ証券株式会社との共同利用 (現行どおり)</p> <p>(4) 共同して利用する個人データの管理について責任を有する 者の名称 <u>S M B C 日興証券株式会社</u></p> <p style="text-align: right;">(現行どおり)</p> <p>この基本方針の更新履歴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年10月1日 公表 ・平成22年4月1日 更新 ・<u>平成23年4月1日 更新</u> 	<p>1. はじめに</p> <p><u>日興コーディアル証券株式会社</u>(以下、当社といいます)は、 個人情報の保護に関する基本方針(以下、基本方針といいます) を公表します。</p> <p style="text-align: right;">(省略)</p> <p>4. 個人データの共同利用</p> <p>当社は、以下のように個人データを共同して利用することがあ ります。</p> <p>4-1 当社グループ内における共同利用 (省略)</p> <p>(4) 共同利用する個人データの管理について責任を有する者の 名称 <u>日興コーディアル証券株式会社</u></p> <p>4-2 シティグループ証券株式会社との共同利用 (省略)</p> <p>(4) 共同して利用する個人データの管理について責任を有する 者の名称 <u>日興コーディアル証券株式会社</u></p> <p style="text-align: right;">(省略)</p> <p>この基本方針の更新履歴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年10月1日 公表 ・平成22年4月1日 更新 ・(新設)
証券取引約款	
第1章 総則	
<p>第1条(約款の趣旨)</p> <p>この約款は、お客様と<u>S M B C 日興証券株式会社</u>(以下「当社」 といいます。)との間の有価証券等(株式および外国証券を含 む有価証券、振替有価証券、その他当社において取り扱う証券、 証書、権利または商品をいいます。以下同じ。)の取引、サー ビス等に関する権利義務関係を明確にすることを目的とするも のです。</p>	<p>第1条(約款の趣旨)</p> <p>この約款は、お客様と<u>日興コーディアル証券株式会社</u>(以下「当 社」といいます。)との間の有価証券等(株式および外国証券 を含む有価証券、振替有価証券、その他当社において取り扱う 証券、証書、権利または商品をいいます。以下同じ。)の取引、 サービス等に関する権利義務関係を明確にすることを目的とす るものです。</p>

新	旧
第 2 章 申込方法等	
<p>第 3 条の 2 (反社会的勢力でないことの表明・確約) お客様(当該法人の役員等を含む。以下本条において同じ。)は、あらかじめ当社所定の方法により、現在、次の <u>のイからへのいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。また、自らまたは第三者を利用して のイからホに該当する行為を行わないことを確約していただきます。お客様が、次の <u>のイからへのいずれかに該当し、もしくは のイからホのいずれかに該当する行為をし、または にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、証券取引は停止され、または通知により口座は解約されます。また、これにより生じたお客様の損害については、一切当社はその責を負わないものとします。</u> 現在かつ将来にわたり次の <u>イからへのいずれにも該当しないことの表明・確約</u> イ. 暴力団 ロ. 暴力団員 ハ. 暴力団準構成員 ニ. 暴力団関係企業 ホ. 総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 ヘ. その他 <u>イからホに準ずる者</u> 自らまたは第三者を利用し次の <u>イからホに該当する行為を行わないことの確約</u> イ. 暴力的な要求行為 ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為 ハ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ニ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 ホ. その他 <u>イからニに準ずる行為</u></u></p> <p style="text-align: right;">平成 2 3 年 4 月 1 日改定</p>	<p>第 3 条の 2 (反社会的勢力でないことの表明・確約) お客様(当該法人の役員等を含む。以下本条において同じ。)は、あらかじめ当社所定の方法により、現在、次の <u>の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。また、自らまたは第三者を利用して の各号に該当する行為を行わないことを確約していただきます。お客様が、次の <u>の各号のいずれかに該当し、もしくは のいずれかに該当する行為をし、または にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、証券取引は停止され、または通知により口座は解約されます。また、これにより生じたお客様の損害については、一切当社はその責を負わないものとします。</u> 現在かつ将来にわたり次の <u>各号のいずれにも該当しないことの表明・確約</u> イ. 暴力団 ロ. 暴力団員 ハ. 暴力団準構成員 ニ. 暴力団関係企業 ホ. 総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 ヘ. その他 <u>前各号に準ずる者</u> 自らまたは第三者を利用し次の <u>各号に該当する行為を行わないことの確約</u> イ. 暴力的な要求行為 ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為 ハ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ニ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 ホ. その他 <u>前各号に準ずる行為</u></u></p> <p style="text-align: right;">平成 2 3 年 1 月 1 日改定</p>
外国証券取引口座約款	
第 1 章 総則	
<p>(約款の趣旨) 第 1 条 この約款は、お客様(以下「申込者」という。)と <u>SMB C 日興証券株式会社</u>(以下「当社」という。)の間で行う外国証券(日本証券業協会又は金融商品取引所が規則に定める外国証券をいう。以下同じ。)の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。</p>	<p>(約款の趣旨) 第 1 条 この約款は、お客様(以下「申込者」という。)と <u>日興コーポリアル証券株式会社</u>(以下「当社」という。)の間で行う外国証券(日本証券業協会又は金融商品取引所が規則に定める外国証券をいう。以下同じ。)の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。</p>
第 4 章 雑則	
<p>(契約の解除) 第 2 9 条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。 (1) 申込者が当社に対し解約の申出をしたとき (2) 申込者がこの約款の条項の一に違反し、当社がこの契約の解除を通告したとき (3) 第 3 2 条に定めるこの約款の変更に申込者が同意しないとき (4) <u>申込者が口座開設申込時にした反社会的勢力に関する表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</u> (5) 申込者が暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき (6) 申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき (7) 前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当したとき、又は、やむを得ない事由により当社が申込者に対し解約の申出をしたとき</p> <p style="text-align: right;">平成 2 3 年 4 月 1 日改定</p>	<p>(契約の解除) 第 2 9 条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。 (1) 申込者が当社に対し解約の申出をしたとき (2) 申込者がこの約款の条項の一に違反し、当社がこの契約の解除を通告したとき (3) 第 3 2 条に定めるこの約款の変更に申込者が同意しないとき (4) <u>申込者が暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき</u> (5) 申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき (6) 前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当したとき、又は、やむを得ない事由により当社が申込者に対し解約の申出をしたとき</p> <p style="text-align: right;">(新設) 平成 2 2 年 10 月 1 日改定</p>

新	旧
外国為替取引約款	
<p>第1条（目的） この外国為替取引約款（以下「本約款」と言います。）は、お客様とSMB C日興証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間で行う外国為替取引（次条において規定し、以下「本取引」といいます。）の方法および権利義務関係を明確にする目的により定めたものです。</p> <p style="text-align: right;">平成 23 年 4 月 1 日改定</p>	<p>第1条（目的） この外国為替取引約款（以下「本約款」と言います。）は、お客様と日興コーディアル証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間で行う外国為替取引（次条において規定し、以下「本取引」といいます。）の方法および権利義務関係を明確にする目的により定めたものです。</p> <p style="text-align: right;">平成 22 年 1 月 1 日改定</p>
外国証券償還代金・利金・分配金の支払代理受領事務に関しご留意いただく事項	
<p>(2) <u>SMB C日興証券株式会社</u>の役割 海外保管機関に保管されている外国証券の償還代金・利金・分配金につきましては、外国証券取引口座約款第 17 条及び証券取引約款第 29 条の規定に従い、当該外国証券の発行体、または支払代理人から、当社がお客様に代わって受領し、お客様宛てにお支払い致します。</p>	<p>(2) <u>日興コーディアル証券株式会社</u>の役割 海外保管機関に保管されている外国証券の償還代金・利金・分配金につきましては、外国証券取引口座約款第 17 条及び証券取引約款第 29 条の規定に従い、当該外国証券の発行体、または支払代理人から、当社がお客様に代わって受領し、お客様宛てにお支払い致します。</p>

以 上